雲仙市宿泊税条例

令和８年３月２６日
雲仙市条例第２号

（宿泊税）

第１条　市は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第５条第７項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（用語）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　旅館業　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第１項に規定する旅館業（同条第４項に規定する下宿営業を除く。）をいう。

（２）　住宅宿泊事業　住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第２条第３項に規定する住宅宿泊事業をいう。

（３）　宿泊施設　旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。

（４）　宿泊　寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。

（５）　宿泊料金　宿泊の対価として支払うべき金額であって市長が別に定めるものをいう。

２　この条例において使用する用語は、前項に定めるもののほか、法及び雲仙市税条例（平成１７年雲仙市条例第４５号。以下「市税条例」という。）において使用する用語の例による。

（納税義務者等）

第３条　宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第４条　次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

（１）　学校（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）が教育上の見地から行う修学旅行その他の行事に参加している者

（２）　前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（税率）

第５条　宿泊税の税率は、宿泊者１人１泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　宿泊料金が５，０００円未満である場合　１００円

（２）　宿泊料金が５，０００円以上である場合　３５０円

（課税標準額、税額等の端数計算）

第６条　宿泊税は、地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号。以下「令」という。）第６条の１７第１項第４号及び第２項第９号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

（徴収の方法）

第７条　宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（特別徴収義務者）

第８条　宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業（以下「旅館業等」という。）を営む者とする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

３　特別徴収義務者は、宿泊施設において、宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者の申告等）

第９条　旅館業等を営もうとする者は、当該旅館業等を開始する日の前日まで（前条第２項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあっては、当該指定を受けた日から１０日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第１６項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

（２）　宿泊施設の所在地及び名称

（３）　客室数その他設備の概要

（４）　営業開始予定年月日（申告書を提出した日において既に営業を開始している場合にあっては、営業開始年月日）

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

３　特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を１月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

４　前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

５　特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止した日から１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第１０条　特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から１０日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から１０日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合についても、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第１１条　前条第２項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第１項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

２　前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から１０日以内とする。

（減免）

第１２条　市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

（申告納入）

第１３条　特別徴収義務者は、毎月１５日までに、前月１日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び当該申告書に係る納入金を納入書により納入（以下「申告納入」という。）をしなければならない。

２　特別徴収義務者は、申告納入をすべき宿泊税額が、市長が別に定める金額以下であることその他市長が別に定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には、別表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る前項の申告書を、同項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を１月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から１月以内に申告納入をしなければならない。

３　市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

（不足金額等の納入の手続）

第１４条　特別徴収義務者は、法第７３３条の１７、第７３３条の１８又は第７３３条の１９の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第１５条　市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

２　市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受

ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

３　市長は、第１項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その受理した日から６０日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第１６条　特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第１３条第１項又は第２項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して３月を経過した日から５年間、当該帳簿を保存しなければならない。

（１）　宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

２　特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であって、前項各号に掲げる事項を記載したものを作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して３月を経過した日から２年間保存しなければならない。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第１７条　宿泊税は、令第６条の２２の４第６号及び第６条の２２の９第４号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

（雲仙市行政手続条例の適用除外）

第１８条　宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使に当たる行為及び行政指導（雲仙市行政手続条例（平成１７年雲仙市条例第１１号）第２条第７号に規定する行政指導をいう。）に係る同条例の規定の適用については、市税条例の例による。

（市税条例の適用）

第１９条　宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、市税条例の定めるところによる。

（使途の公表）

第２０条　市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第２１条　この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第３項から第５項までの規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から同日までの間における宿泊については、適用しない。

（経過措置）

３　この条例の公布の日において現に旅館業等を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする者は、第９条第１項の規定にかかわらず、同日の前日までに同項各号に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

４　前項の申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項に異動があったときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

（準備行為）

５　第８条第２項の規定による指定及び第１０条第１項の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

（検討）

６　市長は、この条例の施行後３年を経過した場合及びその後５年を経過するごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第１３条関係）

宿泊税を徴収すべき期間	納入申告書及び納入金の提出期限
１２月１日から２月末日まで	３月末日
３月１日から５月末日まで	６月末日
６月１日から８月末日まで	９月末日
９月１日から１１月末日まで	１２月末日